

LEGAL REPORT

「インターネット中傷被害の対処法」

2015.05.11



おかやま番町法律事務所
弁護士 松本 洋明

□主な経歴

- S57.08.05 岡山市生まれ
- H13.03 岡山城東高校卒
- H18.03 岡山大学法学部卒
- H21.03 岡山大学法科大学院
(ロースクール) 修了
- H21.10 司法試験合格
- H22.12 弁護士登録
猪木・手島法律事務所へ入所
- H26.4 事務所合併により、
おかやま番町法律事務所に合流

1 はじめに

インターネット上のホームページや掲示板、ブログ等に個人や企業の名誉を毀損する文章が投稿されていた場合にはどのような方策を取ることができるのでしょうか。今回はインターネット中傷被害の対処法についてまとめてみました。

インターネット上での中傷被害の対処法を簡単にまとめると、①削除請求（送信防止措置請求）と②損害賠償請求の2種類に大きく分かれます。

2 削除請求

インターネット上の掲示板等に誹謗中傷が掲載された場合、まず考えるのは「誹謗中傷を削除してほしい」ということではないでしょうか。

削除請求を行う場合、誹謗中傷の文章等をインターネット上に投稿した本人（投稿者）又は、掲示板等を管理している管理者に削除請求を行います。投稿者の住所氏名が分かる場合には直接連絡を取って請求することが可能ですが、インターネット上の書き込みは投稿者が不明なことも少なくありません。この場合には、後述の「4 投稿者の特定」で説明する方法で投稿者を特定していくことになります。

また、掲示板の運営者やブログの管理者に対し、書き込みの削除を求めること（送信防止措置依頼）も可

能です。

具体的な削除請求の方法はメールや問い合わせフォームの利用、定型書式を利用した請求、仮処分の申立等事案によって異なります。

なお、掲示板の運営者によっては削除した書き込みのログ（通信記録）も同時に削除するところもあるため、削除請求の際は必要に応じてログの保存請求も行います。

3 損害賠償請求

インターネット上で誹謗中傷をした投稿者に対しては慰謝料請求（名誉毀損による損害賠償請求）が可能です。金額については事案によりばらつきが大きいですが、過去の判例を参照すると、掲示板での誹謗中傷に関する慰謝料は5万円～120万円くらいとなっています。

なお、慰謝料請求とは別に投稿者を特定するために要した弁護士費用について、全額を損害（調査費用）として認めた東京高裁の裁判例（東京高裁平成24年6月28日判決判例時報2

154号80頁)があります。この判決では、慰謝料として100万円、訴訟についての弁護士費用を10万円(慰謝料の10%)認めた上で、投稿者を特定するための調査費用(投稿者特定のための弁護士費用)として63万円が認められています。ただし、調査費用については、当該高裁判決後に調査費用の請求を否定する裁判例もあり、実務上の運用は確立されていないのが現状です。

4 投稿者の特定

(1)はじめに

投稿者への削除請求や損害賠償請求を行うために、誹謗中傷を行った者(投稿者)を特定するには、幾つかの手順を踏む必要があります。

投稿者がインターネットへ接続する際には、各自が契約したインターネットサービスプロバイダ(接続プロバイダ)を経由して掲示板に接続しています。そのため、接続プロバイダは投稿者の住所氏名の情報を保有しています。

したがって、個人の特定を行うためには、まずサイト・サーバー管理者にIPアドレスの開示請求を行い、接続プロバイダを特定することになります。その後、接続プロバイダに対して投稿者の氏名等の開示請

求を行うこととなります。

(2)接続プロバイダの特定
IPアドレスの開示請求の方法は、サイト・サーバー管理者毎に異なりますが、基本的には管理者に対し、発信者情報開示の仮処分を行うこととなります。

IPアドレスの開示を受けた後は、当該IPアドレスについて、whoisといったサイトを利用してIPアドレスから接続プロバイダを検索します。

(3)住所氏名の開示請求
接続プロバイダが判明すると、ようやく投稿者の住所氏名の開示請求となります。開示請求に関しては裁判外の請求を行っても拒否されることが多く、一般的には訴訟(発信者情報開示請求訴訟)を提起することになります。

なお、発信者情報開示請求を行った場合、裁判の有無にかかわらず、接続プロバイダから投稿者(発信者)に対して開示請求があったことの通知がなされます。

また、おおまかな目安となりますが、投稿者の特定まで一般的には4ヶ月程度は必要となります。

(4)注意点等

投稿者の特定における注意点としては、期間の点が挙げられます。サイト管理者の通信記録の保存期間は3~6ヶ月となっていると

ころがほとんどです。そのため、半年以上前の書き込みについては通信記録が削除されているため、IPアドレスの開示を受けられず個人の特定ができないこともあります。

また、サイト・サーバー管理者が海外にいる等の場合には、IPアドレスの開示請求自体が難しいこともあります。

5 まとめ

インターネット中傷被害の対処法について説明してきましたが、現状では手段を尽くしても手続が功を奏しないことがあることも事実です。また、削除請求等を行うことでカウンターアクション(中傷文言の新たな書き込みや、中傷文言の拡散等)を呼び起こすおそれもあります。

実際に中傷被害に遭われた場合には、個別具体的な事情を踏まえたうえでどのような手続を採用するかの見極めが重要となりますので、まずはできるだけ早く弁護士へ相談されることをお勧めします。

本レポートは、日弁連ライブ実務研修「できるインターネット被害対応(基礎編)(応用編)」を中心に参考にしました。

(2015.05.11)